政令

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年十月三十一日」を「平成二十六年十月三十一日」に改める。

別表の四の項㈠中「、イスラエル」、「、エジプト」及び「、ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成七年政令第四百二十一号）別表の二の項㈠又は三の項に基づき手当が支給される場合」を削り、同表の五の項㈠中「ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令別表の二の項㈠又は四の項に基づき手当が支給される場合及び」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

外務大臣　岸田　文雄

防衛大臣　小野寺五典